様式第十三号　（平19内府令65・全改、平20内府令36・平20内府令50・一部改正、平21内府令５・旧様式第十号繰下、平22内府令45・一部改正）

【借入金等明細表】

区　　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				―
１年以内に返済予定の長期借入金				―
１年以内に返済予定のリース債務				―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合　　計			―	―

（記載上の注意）

１．第49条第１項第３号に規定する短期借入金、同項第４号及び第52条第１項第４号に規定するリース債務、同項第２号及び第３号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第５号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。

２．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。

３．「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

４．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

５．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予

定額の総額を注記すること。

6．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。